



目 次

規 則	ページ
◎高知県立林業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○道路の区域変更 (道路課)	1
○都市計画の変更 (都市計画課)	1
◎告示(高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部改正(会計管理課)	1
公 告	
○争議行為の予告 (雇用労働政策課)	2
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	2
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	2
◎高知県管発電所運転保守規程の一部を改正する規程	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に關し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (3・4 掲示)	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数(〃)	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (〃)	2
高知県人事委員会規則	
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	2
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	3
正 誤	
◎正誤(平26・4・1付け 告示)	4

規 則

高知県立林業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第10号

高知県立林業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立林業大学の設置及び管理に関する条例施行規則(平成27年高知県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次の1号を加える。

(5) 研修生が、林業大学校と相互に連携及び協力を推進することを目的とする協定を締結している大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条の大学をいう。)その他の教育機関に在籍する者であるとき。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第184号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年3月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 奈比賀川北
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市川北字柏木甲96番2から 安芸市川北字藤邸甲1658番14まで	前	A	3.1 }
			11.8
安芸市川北字柏木甲96番3から 安芸市川北字新町甲7102番1まで	前	B	8.2 }
			29.2
安芸市川北字柏木甲96番3から 安芸市川北字新町甲7102番1まで	後		8.2 }
			29.2

高知県告示第185号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年3月16日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
安芸都市計画道路(1・5・2号安芸中央線)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
安芸市伊尾木字杉ノ下、字東濱田、字下モ臺、字西濱田、字地藏、字長ツチヨ、字上ミ島、字下モ島及び字地代坊の各一部
安芸市川北字外張、字馬越、字新町、字辻前、字南片町、字北片町、字片町、字新川尻及び字馬場の各一部
安芸市東浜字東タケガハナ、字タケガハナ、字泉、字カ子マサ、字ツボイダ、字ヲキガ内、字スエマサ、字トミナガ、字トモキヨ、字ミヤケダ、字四十カラ、字城領田、字アヂヨシ、字横ニウジ及び字ニウジの各一部
安芸市土居字入ノ内の一部
安芸市西浜字ソフリ、字小八王寺、字コイタ、字貝籠り、字野町、字ヨコバリ、字鳥越山、字一ノ谷東分、字一ノ畝、字中畝、字馬ノ丁、字山崎、字十六代畝先、字清七谷、字一ノ谷道ヨリ北及び字武英山の各一部
安芸市黒鳥字トモタ、字モモンロ、字吉川、字椎ノ木谷、字南谷、字北谷及び字寺谷の各一部
安芸市穴内乙字腰掛松及び字腰掛の各一部
- 3 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び安芸市建設課

高知県告示第186号

平成4年4月高知県告示第208号(高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月16日

高知県知事 濱田 省司

- 別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中
- 「〃 南国南支店」
- を 「〃 〃」
- に、 「
- | | | | |
|-----------------|---|---|-----|
| 高知県立高知江の口特別支援学校 | 〃 | 〃 | 都支店 |
|-----------------|---|---|-----|

よさこい咲
」を
」
「 高知県立高知江の口特別支援
学校 〃 〃
〃
県庁支店 〃
」に、
〃
「 〃 春野代理店」
を
「 〃 〃 〃
」
に改める。

公 告

令和3年3月5日付けをもって西日本N T T 関連労働組合執行
委員長兼廣英治から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知
があったので、公表する。
令和3年3月5日（揭示済）
高知県知事 濱田 省司

- 1 事件
 - (1) 賃上げ要求について
 - (2) その他要求について
- 2 日時
令和3年3月17日午前9時から午前10時まで
- 3 場所
株式会社N T T フィールドテクノ高知営業所
- 4 争議行為の概要
要求の解決に至るまで連続的、断続的にあらゆる争議行為を
行使する。

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、  
志和土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出  
があった。  
令和3年3月16日  
高知県知事 濱田 省司

| 役名   | 氏名    | 住 所            |
|------|-------|----------------|
| (退任) |       |                |
| 理事   | 諏訪 一男 | 高岡郡四万十町志和355番地 |
| 〃    | 百代 一士 | 〃 〃 〃 220番地    |
| 〃    | 古谷 彰三 | 〃 〃 〃 279番地    |
| 〃    | 山本 誠二 | 〃 〃 〃 223番地 2  |
| 〃    | 山本 奨一 | 〃 〃 〃 352番地    |

|      |       |           |       |   |         |
|------|-------|-----------|-------|---|---------|
| 監事   | 山本 勝大 | 〃         | 〃     | 〃 | 190番地   |
| 〃    | 山本 利幸 | 〃         | 〃     | 〃 | 416番地   |
| (就任) |       |           |       |   |         |
| 理事   | 諏訪 一男 | 高岡郡四万十町志和 | 355番地 |   |         |
| 〃    | 百代 一士 | 〃         | 〃     | 〃 | 220番地   |
| 〃    | 古谷 彰三 | 〃         | 〃     | 〃 | 279番地   |
| 〃    | 山本 誠二 | 〃         | 〃     | 〃 | 223番地 2 |
| 〃    | 山本 奨一 | 〃         | 〃     | 〃 | 352番地   |
| 監事   | 山本 勝大 | 〃         | 〃     | 〃 | 190番地   |
| 〃    | 山本 道雄 | 〃         | 〃     | 〃 | 平野332番地 |

-----  
**公営企業局管理規程**  
-----

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように  
定める。  
令和3年3月16日  
高知県公営企業局長 橋口 欣二

**高知県公営企業局管理規程第2号**  
**高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第  
2号）の一部を次のように改正する。  
第8条第1項第2号及び第2項第2号中「大豊風力発電所及  
び」を削る。

**附 則**  
この規程は、令和3年3月16日から施行する。

~~~~~  
高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程を次のよう
に定める。
令和3年3月16日
高知県公営企業局長 橋口 欣二

高知県公営企業局管理規程第3号
高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程

高知県営発電所運転保守規程（平成13年高知県企業局管理規程
第5号）の一部を次のように改正する。
第7条を次のように改める。
（需給運用業務への協力等）

- 第7条** 制御所長は、県が締結する電力受給契約書に基づき、需
給運用業務に協力しなければならない。
- 2 制御所長は、発電所が所在する区域を管轄する一般送配電事
業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9
号に規定する一般送配電事業者をいう。）と締結する発電設備
の電力系統連系に係る覚書に基づき、給電指令に従わなければ
ならない。
- 第8条（見出しを含む。）及び第12条第2項中「給電業務」を

「需給運用業務及び給電指令」に改める。
第17条第3項中「四国電力株式会社の高知系統制御所長」を
「第7条第1項の電力受給契約書において定める者」に改める。
第24条第2項中「表面水取水門扉」を「表面取水門扉」に改め
る。
第31条中「四国電力株式会社と締結した発電設備の電力系統連
系に係る」を「第7条第2項の」に改める。

附 則
この規程は、令和3年3月16日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第9号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づ
く高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規
定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50
分の1の数は、12,047人である。
令和3年3月4日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第10号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づ
く高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高
知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知
県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解
職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和
31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員
会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者
の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万
に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、167,054人であ
る。
令和3年3月4日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第11号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づ
く高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における
選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。
令和3年3月4日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	91,964人
室戸市・東洋町選挙区	4,558人
安芸市・芸西村選挙区	6,004人
南国市選挙区	13,154人
土佐市選挙区	7,598人
須崎市選挙区	6,023人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,639人

土佐清水市選挙区	3,922人
四万十市選挙区	9,528人
香南市選挙区	9,296人
香美市選挙区	7,438人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,081人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,276人
吾川郡選挙区	8,073人
中土佐町・樽原町・津野町・四万十町選挙区	9,367人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,671人
黒潮町選挙区	3,187人

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年高知県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(27) 一般社団法人土佐れいほく観光協議会

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第2号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月16日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第2の5級の項中「交通事故分析官」を削り、同表の6級の項中

「高齢者交通安全対策官」
を

「高齢者交通安全対策官
交通事故分析官」
に改める。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平26・4・1	号外23	◎告示	3	右 (45)	伊野支店	伊野支店...